

全柔連公認指導者資格制度

平成 23 年 4 月 22 日の理事会・評議員会において、平成 25 年度(2013 年)から全柔連公認指導者資格制度を開始することが承認された。

これまで柔道の指導者には 20 歳以上で有段者であればだれでも登録することができたが、柔道指導者の指導力向上を図り、社会的信用を高め、地位を保証するなどのため、指導者資格の厳格化が求められていた。

五段以上に受験資格がある A から参段以上の C までの 3 つの区分を新設予定で、大会の格付けによって指導者に必要な資格も異なる。ただし、学校の部活動などについては別途例外を設ける予定である。

資格の取得には講習会の受講と審査試験が必要である。ただし、移行期間においては今年度から来年度 9 月末までに全国で実施される講習会(※1)を受講後、全柔連の審査を受け、審査委員会によって認定される。

詳細は以下の通りである。

区分内容	A	B	C
レベル	全国レベルの指導者としての専門的指導力を有する	地区を代表するレベルの専門的指導力を有する	指導に必要な基礎的指導力を有する
大会参加資格	全柔連主催の全国大会で監督	全柔連主催の全国大会の出場権をかけた地区大会での監督 (国体は日体協基準を優先)	都道府県大会での監督 * A や B 指導員の指導下で地区大会以上のコーチ
年齢 段位 年限	24 歳以上 五段以上 B 取得後 2 年以上、継続して実務にあること	22 歳以上 四段以上 C 取得後 2 年以上、継続して実務にあること	20 歳以上 参段以上
	※学校課外活動の顧問等については、それぞれの実情を考慮し、別に例外措置を講ずる場合がある		
取得方法	区分に応じ、中央／地区／都道府県の講習会のいずれか(または複数)を受講したのち、資格審査試験を実施		
更新方法	中央／地区／都道府県の講習会のいずれかを 2～4 年ごとに受講し更新する(検討中)		
日体協指導者資格との関係	コーチ資格等との連携を予定(「専門科目」の免除)		

Q&A

Q1 現在、現場で指導している人はどうなりますか？

移行措置として都道府県からの推薦をもとに暫定的に指導員に認定します。定められた期間に講習会を受講して正式資格を取得してください。また、大会出場の制限も当分は緩める予定です。

Q2 都道府県柔道連盟の役割はどうなりますか？

講習会や資格検定の実施と資格指導員候補者の名簿作成をお願いします。なお、講習会等の経費は受講料等で運営できるように考慮します。

（移行期間中については、受講無料です。）

Q3 指導者の経済的負担は増えるのでしょうか？

指導者は毎年の指導者登録費と2～4年ごとの講習会受講費がかかることになります。現在検討していますが、なるべく負担増にならないように配慮します。

Q4 柔道部の顧問をしてくれと頼まれている教員です。しかし、柔道経験はなく資格をとるつもりもありません。どうすればよいですか？

学校教員に対しては、現場の実情を考慮し、条件付きで資格を認める例外措置を準備しています。

今後のスケジュール

平成 23 年度前期	資格制度の策定 柔道指導者講習会の開始
平成 23 年度後期	制度の周知
平成 24 年度前期	柔道指導者講習会の終了 資格審査委員会設置
平成 24 年度後期	「公認指導者」の認定
平成 25 年度	公認指導者資格制度の開始